

## 地域密着型サービス等の指定に関する基準条例の概要(従来基準からの変更点)

| 項目   | 従来 <sup>1</sup> の国の基準<br>(～平成25年3月31日)  | 所沢市独自の基準<br>(平成25年4月1日～)  |
|--|---|---|
| 居室定員<br>(地域密着型介護老人福祉施設)                                  | 1人とする。ただし、利用者への介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。   | <u>入所者のプライバシーが確保できると認められる場合は、4人以下とすることができる。</u>   |
| 設備に関する基準<br>(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス、地域密着型特定施設) | 小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所には、トイレ、洗面設備の設置規定がない。<br>また、地域密着型特定施設には、洗面設備の設置規定がない。 | 小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、複合型サービス事業所には、国の基準で規定されたものに加え、 <u>トイレ</u> 、 <u>洗面設備</u> を備えなければならない。<br><br>※ 地域密着型特定施設については、国基準で既にトイレを設置することが定められていたため、洗面設備のみ追加。 |
| 事業所での掲示事項<br>(全サービス)                                     | 運営規程の概要、従業者の勤務体制その他サービスの選択に資する重要事項を掲示する。  | 国の基準に規定されたものに加え、非常災害に関する計画及び苦情処理の体制を掲示する。<br><br>※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護については、苦情処理の体制のみ追加。   |
| サービスに関する記録の整備<br>(全サービス)                                 | 事業者は、介護計画、提供したサービスの内容の記録、事故に関する記録、苦情に関する記録等を2年間保存する。  | 諸記録のうち、介護計画、提供したサービスの内容の記録等は5年間保存する。<br>(詳細は次ページを参照。)   |

※認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護については、介護予防サービスも同様とする。

